

下水道管路管理積算資料 2019 更生工法工事の間接工事費率の見直しについて

令和 3 年 2 月 22 日

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

この度、国土交通省土木工事積算基準の改定において、間接工事費の工事区分に下水道の更生工法工事が対象となる「下水道工事 (4)」が新設されました。

これにより当協会の下水道管路管理積算資料 2019 の改築工 B (更生工法、マンホール更生工法) の共通仮設費率および現場管理費率も下水道工事 (4) の率を使用することになります。また改築工 B は、従来下水道工事 (2) の率に「更生工等補正率」を乗じていましたが、今回の改定から下水道工事 (4) の率に「更生工等補正率」を乗じる必要は無くなりました。

なお、この新基準は 4/1 以降の案件から適用されますが、下水道工事 (4) については「入札書提出締切日が 3/1~3/31 の間の案件は、旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更可」となります。

【参考】

経費率の新旧比較 (当協会調べ)

直接工事費	共通仮設費率 Kr			純工事費計	現場管理費率 Jo			直接工事費	工事価格		
	新 下水道 工事(4)	旧 下水道 工事(2)	(4)/(2)		新 下水道 工事(4)	旧 下水道 工事(2)	(4)/(2)		新 下水道工事 (4)	旧 下水道工事 (2)	(4)/(2)
(1) 管材料費の割合が40%未満の場合											
6,000,000	10.24	13.32	77%	6,000,000	35.05	37.59	93%	6,000,000	10,830,000	11,330,000	96%
20,000,000	7.83	11.41	69%	20,000,000	31.16	34.78	90%	20,000,000	33,470,000	35,460,000	94%
(2) 管材料費の割合が60%以上70%未満											
6,000,000	10.24	11.32	90%	6,000,000	35.05	31.95	110%	6,000,000	10,830,000	10,690,000	101%
20,000,000	7.83	9.70	81%	20,000,000	31.16	29.56	105%	20,000,000	33,470,000	33,620,000	100%
(3) 管材料費の割合が80%以上											
6,000,000	10.24	9.99	103%	6,000,000	35.05	28.19	124%	6,000,000	10,830,000	10,270,000	105%
20,000,000	7.83	8.56	91%	20,000,000	31.16	26.09	119%	20,000,000	33,470,000	32,420,000	103%

令和3年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省

大臣官房技術調査課

総合政策局 公共事業企画調整課

国土技術政策総合研究所

社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室

(8)間接工事費の工種区分(下水道(4)工事)の新設

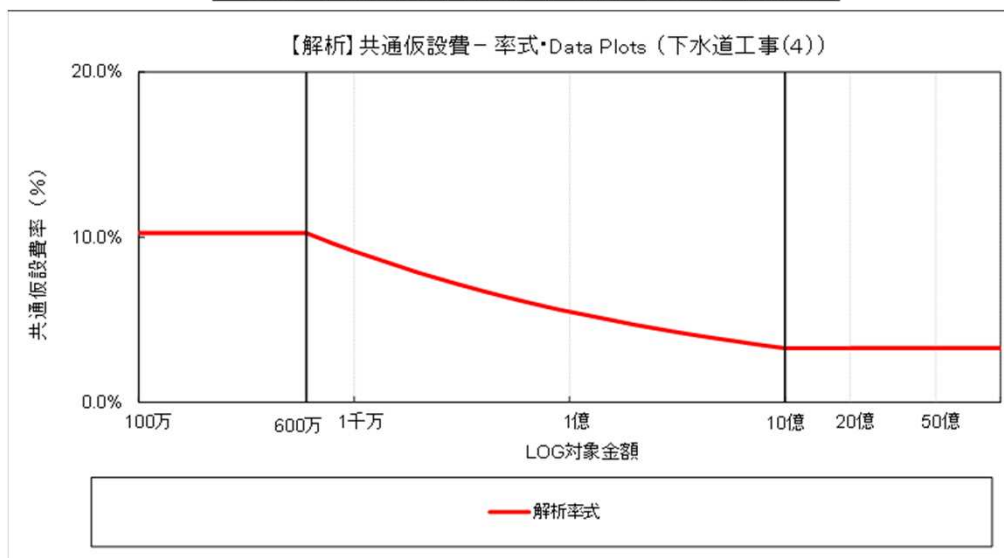
■下水道(4)工事の新設

- 老朽化した下水道の更生工法による改築工事の増加を受け、「下水道(4)工事」を新設。
- 共通仮設費率及び現場管理費率は以下の通りとする。

工種区分	工種内容
下水道(4)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事

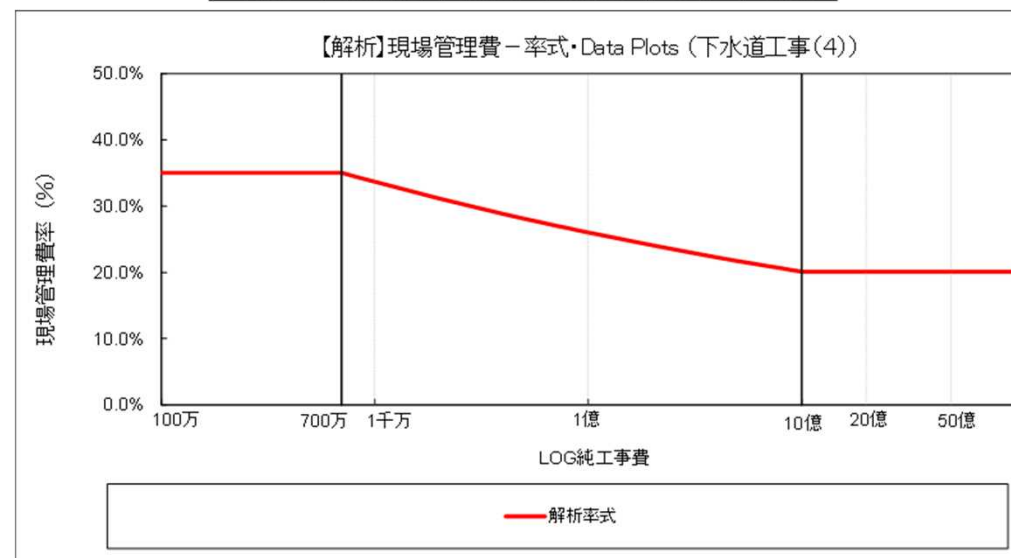
$$\text{共通仮設費 } K_r = A \cdot P^b$$

下限 (千円)	上限 (千円)	解析率式			
		下限率	上限率	A	b
6,000	1,000,000	10.24%	3.28%	330.0	-0.2225



$$\text{現場管理費 } J_o = A \cdot Np^b$$

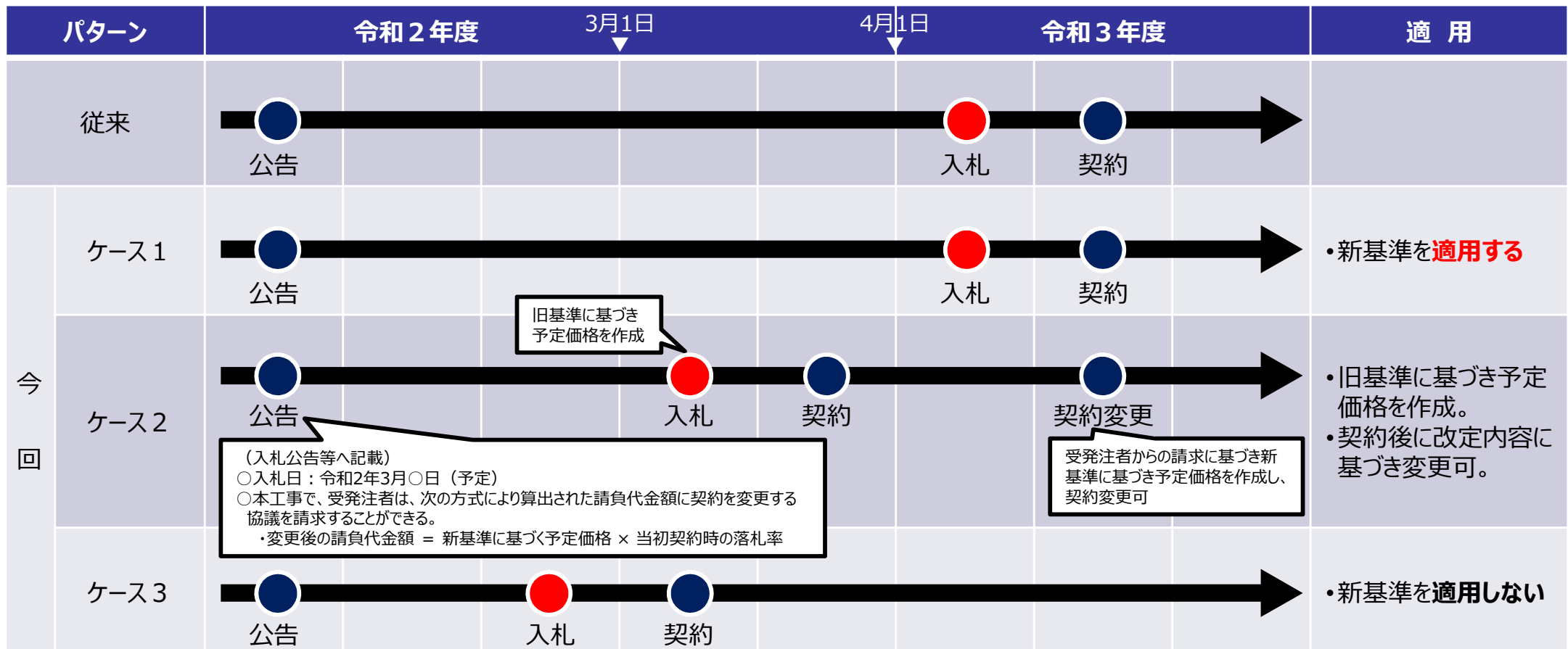
下限 (千円)	上限 (千円)	解析率式			
		下限率	上限率	A	b
7,000	1,000,000	35.05%	20.11%	204.8	-0.112



土木工事・業務の積算基準 改定スケジュール

- 入札書提出締切日が4/1以降の案件から適用
 ※ただし、入札書提出締切日が3/1～3/31の間の案件は、旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更可。

新基準の適用パターン



※ 「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」及び「設計業務等標準歩掛等の一部改定について」等に該当する内容について適用する。